

## 18 初任給調整手当

医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職で採用困難と認められる職、獣医学に関する専門的知識を有し採用困難と認められる職又はそれ以外の職で特殊な専門知識を必要とし、かつ、採用に特別の事情があると認められる職に一定期間支給する。

### (1) 支給要件

#### (ア) 支給する職

(i) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で、次に掲げるものに採用された者

a 離島その他のへき地に所在する公署に置かれる職で、採用による欠員の補充が著しく困難であると人事委員会が認めるもの

b 市及び町村に所在する公署のうち次に掲げるものに置かれる職で、採用による欠員の補充が困難であると人事委員会が認めるもの

仙南保健福祉事務所、仙台保健福祉事務所、北部保健福祉事務所、北部保健福祉事務所栗原地域事務所、東部保健福祉事務所、東部保健福祉事務所登米地域事務所、気仙沼保健福祉事務所、子ども総合センター、中央児童相談所、北部児童相談所、東部児童相談所、リハビリテーション支援センター及び精神保健福祉センター

c a 及び b に掲げる職以外の職

(ii) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難と認められる職（(i) に掲げる職を除く）で人事委員会規則で定めるもの（注）

(iii) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難と認められる職で、行政職給料表、研究職給料表又は医療職給料表(2)の適用を受ける職員

(iv) (i) (ii) (iii) 以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるもの（注）

（注）「人事委員会規則で定めるもの」に該当する職はない。

#### (イ) 職員の範囲

(i) 前記(ア)(i)の職に採用された職員であって、その採用が大学（短期大学を除く。）卒業の日から35年を経過するまでの期間（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを卒業した者については、人事委員会の定める経過期間）内に行われた職員

(ii) 前期(ア)(iii)の職に採用された職員であって、その採用が大学卒業の日から15年を経過するまでの期間内に行われた職員

#### (ウ) 支給要件の特例

前記(ア)の職に在職する職員のうち、前記(イ)に定める職員の要件に準じて人事委員会が定める要件を満たしている者（以下「第4条各号該当職員」という。）に対しても、この手当を支給する。

### (2) 支給期間及び支給額

#### (ア) 支給期間

(i) 前記(1)(ア)(i)の場合 35年

(ii) 前記(1)(ア)(iii)の場合 15年

(イ) 支給額 職員の区分及び期間の区分に応じて、別表第1（給与条例附則第32項の規定の適用を受ける職員（60歳を超える職員等）は、当分の間、別表第2）に掲げる額（注）

（注）育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、職員勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して

条例第9条の2

条例第9条の2

規則7—4 1 第2条

〔昭和37年通知  
第93号〕

条例第9条の2

規則7—4 1 第2条  
第2項

規則7—4 1 第3条

規則7—4 1 第4条

規則7—4 1 第6条

規則7—4 1 第6条  
の2

得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

※ この場合において、この表の適用については、大学（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものも含む。）卒業の日の属する月の翌月の初日からそれぞれ採用の日の前日又は第4条各号該当職員となった日の前日までの期間に相当する期間は、この手当は支給されていたものとする。

別表第1

期間の区分	1項職員〔前記(1)(ア)(i)〕			2項職員 〔同(iii)〕
	1種〔a〕	2種〔b〕	3種〔c〕	
1年未満	416,600円	370,400円	310,000円	51,800円
1年以上 2年未満	416,600	370,400	310,000	48,800
2年以上 3年未満	416,600	370,400	310,000	45,800
3年以上 4年未満	416,600	370,400	310,000	42,800
4年以上 5年未満	416,600	370,400	310,000	39,800
5年以上 6年未満	416,600	370,400	310,000	36,800
6年以上 7年未満	416,600	370,400	310,000	33,800
7年以上 8年未満	416,600	370,400	310,000	30,800
8年以上 9年未満	416,600	370,400	310,000	27,800
9年以上 10年未満	416,600	370,400	310,000	24,800
10年以上 11年未満	416,600	370,400	310,000	21,800
11年以上 12年未満	416,600	370,400	310,000	18,800
12年以上 13年未満	416,600	370,400	310,000	15,800
13年以上 14年未満	416,600	370,400	310,000	12,800
14年以上 15年未満	416,600	370,400	310,000	9,800
15年以上 16年未満	416,600	370,400	310,000	
16年以上 17年未溎	412,200	366,400	306,700	
17年以上 18年未溎	407,800	362,400	303,400	
18年以上 19年未溎	403,400	358,400	300,100	
19年以上 20年未溎	399,000	354,400	296,800	
20年以上 21年未溎	394,600	350,400	293,500	
21年以上 22年未溎	378,600	336,400	281,500	
22年以上 23年未溎	360,100	320,400	268,000	
23年以上 24年未溎	341,100	303,900	254,500	
24年以上 25年未溎	322,100	287,400	241,000	
25年以上 26年未溎	302,600	270,900	227,500	
26年以上 27年未溎	281,600	251,400	210,500	
27年以上 28年未溎	260,600	231,900	193,500	
28年以上 29年未溎	239,600	212,400	176,500	
29年以上 30年未溎	217,600	192,900	159,500	
30年以上 31年未溎	195,600	172,400	142,000	
31年以上 32年未溎	173,600	151,900	124,500	
32年以上 33年未溎	150,600	131,400	107,000	
33年以上 34年未溎	127,600	109,900	87,000	
34年以上 35年未溎	104,600	88,400	67,000	

別表第2

職員の区分 期間の区分	2項職員
1年未満	<u>36,300円</u>
1年以上 2年未満	<u>34,200</u>
2年以上 3年未満	<u>32,100</u>
3年以上 4年未満	<u>30,000</u>
4年以上 5年未満	<u>27,900</u>
5年以上 6年未満	<u>25,800</u>
6年以上 7年未満	<u>23,700</u>
7年以上 8年未満	<u>21,600</u>
8年以上 9年未満	<u>19,500</u>
9年以上 10年未満	<u>17,400</u>
10年以上 11年未満	<u>15,300</u>
11年以上 12年未満	<u>13,200</u>
12年以上 13年未満	<u>11,100</u>
13年以上 14年未満	<u>9,000</u>
14年以上 15年未満	<u>6,900</u>

## (3) 支給方法

給料の支給方法に準じて支給する。

規則7—4 1第9条